

# Noblesse Oblige 利用規約

この利用規約は、会員の皆様にNoblesse Oblige (以下「NOB」)を快適、かつ適正にご利用いただくために、運営会社である合同会社EDGE HAUS (以下「当社」)が定めるものです。本利用規約をご理解の上、遵守していただきますようお願い申し上げます。万一、下記事項を順守いただけない場合や、当施設の運営に多大な支障をきたす行為、又は他の会員の方への多大なご迷惑となる行為を行った場合には、本利用規約に基づき退会またはご利用の資格停止などを命じることがございますので、あらかじめご了承ください。

合同会社EDGE HAUS

## ■第1条 適用範囲

1. 本利用規約はNOBが提供するコワーキングサービスを利用する会員全てに適用されます。
2. ここで定める会員とはコワーキングサービスの月額会員の入会を同意をし、契約をした者を指します。
3. コワーキングサービスの月額会員に対するサービスの範囲は以下の通りです。
  - ① コワーキングサービス利用
  - ② オプション（ロッカー、私書箱、登記）利用
  - ③ その他サービス（コピー・プリンター、貸出備品の利用等）利用

## ■第2条 入会

1. NOBへの入会を希望する方は、当社所定の方法により入会申し込みを行ってください。  
入会申し込みの際には、以下をご用意いただいた上で、ご来館ください。
  - ① 本人確認書類（免許証又は保険証）
  - ② 銀行御引落とし口座情報のわかるものとその銀行口座のお届け印もしくはクレジットカード
  - ③ 事業の内容のわかる書類（登記・私書箱サービスをご利用の場合のみ）
  - ④ 入会事務手数料（コワーキング利用月額会費1ヶ月分の30%）
2. 入会申込者は、入会申込書において、本利用規約に同意する旨のサインをしてください。  
本利用規約に同意する旨のサインをいただけない場合には、入会をお断りしております。
3. 以下の条件にあてはまる方は、原則入会をお断りしております。
  - ① 18歳未満の方
  - ② 宗教活動目的の方
  - ③ 営業目的又は勧誘目的の方
  - ④ 暴力団をはじめとする反社会的勢力と関わりのある方
  - ⑤ その他当社がご利用にふさわしくないと判断した方
4. お支払い済みの入会金及び月会費は、いかなる場合であっても返金致しかねます。

## ■第3条 休会・退会

1. 休会及び退会を希望される方は、休会もしくは退会届のご提出が必要です。届け出の提出があった場合は、以下の各号に定める日に退会となります。

・届け出提出日	毎月1日～15日まで	→	休会開始月:翌月から	退会日:当月末日
・届け出提出日	毎月16日～末日まで	→	休会開始月:翌々月から	退会日:翌月末日
2. 退会を希望される場合は、受付までお越しください。お越しいただけない場合はメール添付にて退会届をお送りしますので、必ずご返信ください。返送いただく退会届の受理をもちまして、退会届の提出がなされたものとなります。
3. 休会をする場合は、休会期間中に毎月休会手数料(コワーキング利用月額会費1ヶ月分の10%)が発生するほか、休会期間初月時に休会期間終了後の初月1ヶ月分の利用料を頂戴します。なお休会期間中にもオプションの利用は可能です。休会期間中にもオプション利用がある場合は休会期間中に毎月オプション利用料金を休会手数料と合わせてお支払いいただきます。
4. 月の途中で休会もしくは退会届を提出された場合でも、退会日までは通常通りご利用いただけます。

## ■第4条 各種変更手続き

1. [プラン変更]につきましては、各種変更手続き書類のご提出が必要です。  
[プラン変更]につきましては、変更開始月の前月15日までに書類を提出してください。

## ■第5条 入退館方法

1. 入館時に受付名簿に氏名、入館時間をご記入の上ご利用ください。退館時には退館時間をご記入の上ご退館ください。
2. 月額会員の方がゲストをお連れになりご利用になる際には、その旨をNOBスタッフに申し出所定の用紙にご利用時間とご利用人数を明記下さい。

## ■第6条 登録内容の変更

1. 登録住所や電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに当社にご連絡ください。
2. 婚姻による性の変更など登録内容を変更される場合は、変更後の内容が記載されている本人確認書類をご用意いただいた上で、変更手続きを申請してください。

3. 前2項の変更手続きがなかったこと、または遅延したことにより会員が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。

#### ■第7条 会員資格の喪失

1. つぎのいずれかに該当した場合、退会手続きをしていただくか、またはそれに応じない場合は、当社が会員に通知することなく会員資格を取消することが出来るものとします。
  - ① 入会時に虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 入会金、月会費等を滞納した場合
  - ③ 本規約に違反した場合、もしくはその疑いがある場合
  - ④ 他の会員の迷惑となる行為をした場合
  - ⑤ 営業妨害とみなされる行為をした場合
  - ⑥ その他当社が会員として不適切と判断した場合

#### ■第8条 個人情報の取扱について

当社は、入会時にお預かりした個人情報について、次の通り扱います。

##### 1. 利用目的

会員の個人情報につきましては、以下に記載する利用目的を超えない範囲において使用致します。

- ① 会員への連絡、情報の提供のため
  - ② 会員同士の交流のため
  - ③ 会員についての統計、データ分析を行うため
  - ④ スタッフ間での情報共有のため
  - ⑤ その他、当社におけるサービス提供のため
2. 当社は取得した個人情報を適切に管理し、あらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
3. 当社は個人情報の取り扱いを伴う業務の委託等のため当社が保有する個人情報をビジネスパートナーに預ける必要がある場合は、信頼に足るパートナーを選定したうえで、漏えい等の事故が発生しないようビジネスパートナーを契約により義務付け、適切な管理を実施します。
4. 会員ご自身が個人情報を当社に提供されるか否かは、会員ご本人の判断によりますが、NOBにおけるサービスの提供のために必要な情報を提供いただけない場合には、十分なサービスを提供できかねる場合がありますので、予めご了承ください。

#### ■第9条 個人情報の照会

1. 会員は、当社に対してご自身の個人情報の開示等（内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関して申し出ることが出来ます。その際、当社をご本人様確認をさせていただいたうえで合理的な時間内に対応します。

#### ■第10条 営業

1. NOBの営業時間、休館日は月によって異なる場合がございます。詳しくはホームページまたは、受付のスタッフへお問合せ下さい。なお、平日とは月～金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。
2. 退館時間は営業時間の10分前とさせていただきます。
3. 会議室利用等による貸切のご利用は、別途予約が必要となりますので、スタッフまでお問合せ下さい。または、ホームページの予約フォームよりご予約をお願いいたします。
4. 年末年始、お盆期間、ゴールデンウィーク、地域のイベント期間等、当社が定める期間は休館日とさせていただきます。詳細については都度、ホームページ及び受付にて告知いたします。
5. 当社は他に別途休館日を設ける場合がございます。その場合は事前にホームページ及び受付で告知いたします。
6. NOBの営業を終了する場合は、2か月前までに告知するものとします。入会金及びお支払い済みの月会費の返金は致しかねます。営業終了日までは通常通りご利用いただけます。

#### ■第11条 NOBのご利用について

1. 会員が以下の行為を行うことはご遠慮いただいております。
  - ① 館内において、大声での会話やお電話、騒音を出すなど、他の会員のご迷惑となる行為
  - ② 他の会員への営業行為、ネットワークビジネスや宗教、自己啓発セミナーなどへの勧誘行為
  - ③ ジャージやスウェットでの入館
  - ④ 臭いの強い食事やカップラーメンなどの汁物、アルコール類のお持込み
  - ⑤ 館内での喫煙
  - ⑥ 館内へのペットの持ち込み（ただし、盲導犬や介護犬の場合には、動物アレルギーをお持ちの方が先に入館されているか否か等を確認させていただいた上で、ご入館いただける場合があります。
  - ⑦ 泥酔状態でのご利用
  - ⑧ 他の会員様にむやみに声をかける行為、個人情報を聞き出す行為、その他営業行為
2. 前項各号のいずれかに違反する行為をした会員は、その場で退館していただき、協議の上、

必要に応じて退会手続をとらせていただく場合がございますのでご了承ください。

3. 前2項のご利用ルールに関しては、水戸屋第1ビル、第2ビルの各テナントおよび、会員の同伴のお客様(ゲスト)にも適用されます。

■第12条 損害賠償

1. 会員の貴重品につきましては、会員ご自身で管理してください。万一、紛失や盗難があった場合、当社では一切の責任を負いかねます。
2. NOBがそのサービスを提供するロッカー、シェアオフィスに関しても、貴重品等の管理については上記1の通りとなります。なお、ロッカー、シェアオフィスの使用に関しては別紙、当社の定める使用契約書に基づき、その使用を認めるものとします。
3. 会員の過失による、館内の設備等の破損におきましては、その損害を実費にて請求させていただきます。

■第13条 遅延損害金

1. 本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延した時で、当社の督促に対する支払いも行われず、遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年14.6%の割合（年あたりの割合は閏年の費を含む機関についても365日の割合とする）で計算した（1円未満を除く）遅延損害金を払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、当社の契約解除権の行使を免れるものではありません。

■第14条 免責事項

1. 次に掲げる事由により会員が被った損害について、当社は、その責を負いません。
  - ① 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等の通信設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他当社の責めに帰すことのできない事由
  - ② 会員様が他の会員様やその他の第三者により被った損害
  - ③ 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害

■第15条 不可抗力による契約の消滅

1. 第14条第1項第1号記載の天変地異その他の当社及び会員の責めに帰すべからざる事由により本施設の一部又は全部が滅失又は破壊して、本利用規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本利用規約は終了します。これにより当社又は会員の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとします。

■第16条 権利の譲渡の禁止

1. 会員は、本契約から生じる権利・義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は継承させることは出来ません。

■第17条 専属的合意管轄裁判所

1. 会員と当社との間で生じる一切の紛争については、千葉地方裁判所松戸支部を第1番の専属的合意管轄裁判所とします。

■第18条 本利用規約の変更

1. 本利用規約を変更させていただく場合がございます。この場合、変更後の内容及び変更日について、十分な期間をもってNOBホームページにて予告するものとし、変更日より新しい会員規則を適用させていただきます。

以上

平成25年7月6日制定

平成30年3月1日改定